

主催：中央労働災害防止協会

協力・協賛：(社)群馬労働基準協会連合会

## 安全衛生スタッフ向け

# リスクアセスメント実務研修

中央労働災害防止協会では、(社)群馬労働基準協会連合会の協力を得て労働安全衛生マネジメントシステム等に取り組まれる事業場において、リスクアセスメントの導入及び実施体制の整備において中心的役割を果たす安全衛生スタッフの方を対象として、リスクアセスメントの考え方、実施方法、仕組みづくり等に関する研修を開催します。奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

本研修を修了した方は、厚生労働省通達「労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修実施要領」(平成12年9月14日付基発第577号)のリスクアセスメント担当者研修を修了したものと認められます。

1. 日時 ■1回目 平成24年9月28日(金)、■2回目 平成25年2月7日(木) 9:20~17:00
2. 会場 前橋テルサ 9F つつじの間 ■駐車場(無料):①市営パーク五番街、②市営パーク千代田  
群馬県前橋市千代田町2-5-1 電話027-231-3211
3. 内容 必要な法令や指針を中心にリスクアセスメントの考え方、実施方法及び仕組みづくり等についての基本が分かります。(事務局担当者向け)

カリキュラム(都合により変更する場合があります)

時間	内容	時間	内容
9:20~9:30	開講、オリエンテーション	13:25~14:25	【講義】リスクアセスメントの手法 その2 危険性又は有害性の特定(リスクの洗い出し) リスク低減措置の検討と実施
9:30~11:00	【講義】OSHMSにおけるリスクアセスメントの目的と意義 OSHMSの概論、リスクアセスメントの基本	14:25~14:35	休憩
11:00~11:10	休憩	14:35~15:30	【演習】危険性又は有害性の特定、見積り、評価、低減措置
11:10~12:00	【講義】リスクアセスメントの手法 その1 リスクの見積り方法 リスク低減のための優先度の設定(評価)	15:30~15:40	休憩
12:00~12:45	昼食・休憩	15:40~16:50	【講義】リスクアセスメントの手法 その3 導入から運用まで
12:45~13:25	【演習】リスクの見積り、評価	16:50~17:00	質疑応答、修了証授与、閉講

4. 対象者 安全衛生スタッフ、安全衛生担当者など、これからリスクアセスメントの仕組みを構築することに参画する事務局担当者(リスクアセスメントの導入及び実施体制の整備において中心的な役割を果たす方)
5. 定員 50名(定員になり次第申し込みを締め切ります)
6. 料金 25,000円 会員(群馬各地区労働基準協会会員及び中災防賛助会員事業場所属の方) \*割引後15,000円  
30,000円 一般(その他の事業場所属の方) \*割引後18,000円  
(テキスト代、消費税、昼食代を含む。)※ただし、昼食なしでお申込みいただいても受講料は変わりません。
7. 申し込み方法

- ① 申込書等用紙に必要な事項を記入のうえ、中災防・関東安全衛生サービスセンターへFAXでお申込み下さい。
- ② 受講票につきましては、後日、中災防・関東安全衛生サービスセンターからお送りいたします。  
※なお、申し込みを取消す場合は、開催日を含め7日前から前日までは参加費の30%を、開催日当日は参加費の100%のキャンセル料を徴収します。

- 申込み等に関するお問合せ先：(社)群馬労働基準協会連合会 TEL：027-233-3582
- 振込先：みずほ銀行横浜駅前支店 普通 口座1131002 中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター(関東安全衛生サービスセンター TEL：03-5484-6701 住所：東京都港区芝5-35-1)

### 中小規模事業場に対する割引サービスのご案内

この割引サービスは、中小規模事業場の自主的な安全衛生活動を支援するために、常時使用する労働者の数が300人未満の労災保険適用事業場について、研修に参加される方の参加費の一部を割引するものです。なお、割引サービスの利用を希望される場合は、申込書の「割引サービスの利用を希望する」にチェック(✓)を記入してください。(割引サービスを利用する場合の参加費は、料金欄に記載しています。)

※参加者の所属事業場ごとに、申込書にご記入ください。

- ① 初めて割引サービスを利用する場合：直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控え)」(労働基準監督署の受付印が入っているもの)の写しを申込書に添付してご提出ください。
- ② 2回目以降も割引サービスを利用する場合：貴事業場の労働保険番号を申込書の所定の欄に記入していただくか、上記①と同じく「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控え)」(労働基準監督署の受付印が入っているもの)の写しを申込書に添付してご提出ください。

※なお、割引サービスを利用して受講した場合、後日実施効果等の確認のためアンケート調査にご協力いただくことがあります。

※割引サービスの利用において、不正または虚偽が判明した場合は、割引料金の適用を取り消し、正規料金を請求させていただきます。

